

控訴断念要請書

新潟市長 中原八一様

新潟市水道局長 佐藤隆司様

要請の趣旨

- 1 「新潟地方裁判所 平成27年(ワ)394号 新潟市水道局職員パワハラ自死 損害賠償請求事件」の判決(新潟地方裁判所第2民事部 11月24日付け判決)に対して、控訴を行わないこと。
- 2 判決を真摯に受け止め、遺族である妻と2名の子に対し直接謝罪を行い、再発防止策を協議する場を早急に持つこと。
- 3 上記協議を受け再発防止策を策定し、確実に実践すること。

要請の理由

2022(令和4)年11月24日、新潟地方裁判所第2民事部(島村典男裁判長)は、原告の主張を充分とは言わないまでも、新潟市の責任を認める原告勝訴の判決を言い渡し、新潟市に損害賠償を命じました。

この事件は、平成23年11月7日、地方公務員災害補償基金新潟市支部審査会において「公務上の災害」として認定されたにもかかわらず、新潟市及び新潟水道局が不当にもこの判断を否定したために、遺族はやむを得ず提訴したものです。本件裁判は7年に及んでいます。

判決は、上司の圧力を受け、助けを求めることができない職場であることと、これを改善しなかった市および水道局の使用人としての責任を認めました。新潟市および水道局には、判決を真摯に受け止めこのような職場環境を改善することが早急に求められます。

被災者が自死したのは平成19(2007)年です。遺族・親族の苦しみは15年以上にもおよびます。これ以上裁判を続けることは遺族らに悲しみと苦しみを与え続けます。さらには第二・第三の犠牲者が出ることにもなりかねません。

新潟市と水道局は、遺族に対して真摯な謝罪を行うとともに、真に効果的な実効性のある再発防止策を遺族とともに協議・策定し実行していくべきです。

よって、上記3点を要請いたします。

以上

個人 ・ 団体 (どちらかに○をしてください)

お名前(団体名)

住所

送付先

新潟市長 中原八一様 FAX: 025-222-0820 Mail: hisho@city.niigata.lg.jp

新潟市水道局長 佐藤隆司様 FAX: 025-233-4503 Mail: somu.ws@city.niigata.lg.jp